

## (仮称) 長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例(案) 骨子に対するパブリックコメントの結果等について

### 〈パブリックコメントの概要〉

- (1) 募集期間：令和2年9月14日(月)から10月15日(木)
- (2) 閲覧及び意見用紙配布窓口：  
市ホームページ、本庁(環境保全温暖化対策課、行政資料コーナー)、各支所
- (3) 意見の提出方法：書面(持参、郵送、FAX)、電子申請及び電子メール

〈募集結果〉 意見総数は、全体として13件でした。対応方針は次のとおりです。

対応区分	対応方針	件数
1	条例(案)を修正・追加する。	0
2	条例(案)に盛り込まれており、修正しない。	2
3	条例(案)に反映しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	0
4	条例(案)に反映しない。	3
5	その他(状況説明等)	8
合 計		13

## 現行ガイドラインから条例化への主な変更点

### ① 届出対象の拡大

(現行: 定格出力50kW以上⇒**定格出力20kW以上**)

### ② 説明会を受ける対象者の範囲を拡大

(現行: 事業区域の隣接住民⇒**事業区域の境界から50メートル以内の住民等**)

### ③ 事前協議制度を新設

(現行: 規定なし⇒**砂防指定地等における事業及び事業区域の面積が3,000㎡を超える事業について事前協議制度を規定**)

### ④ 説明会における説明事項の明確化

(現行: 説明会等における事業内容の周知⇒**説明事項を具体的に規定**)

### ⑤ 隣接住民等と事業者との協議を新設

(現行: 規定なし⇒**隣接住民等からの意見に対する協議を規定**)

### ⑥ 勧告及び勧告に従わない際の公表等を新設

(現行: 規定なし⇒**実効性を担保する措置を規定**)

## 個別のご意見及び市の対応方針等

分野	意見要旨	考え方	対応方針
説明会の開催	<p>大規模なものが議論の対象となりがちだが、住宅地の中に小規模な太陽光発電が設置され住環境が脅かされています。</p> <p>小規模な設置は事前に承認や説明会の開催等が義務付けられていないため、突然設置されてしまうことが多いことから、住宅地においては何らかの事前規制が必要だと思います。</p>	<p>住宅に近接した小規模な太陽光発電の設置に関して、市民からの相談が増えてきているため、届出対象を50kWから20kW以上とし、小規模な設置も対象としています。小規模な設置に関しても、説明会の実施等、必要な手続を行っていくことで、突然太陽光発電が設置されるといったケースはなくなります。</p>	2
説明会の開催 隣接住民等との協議	<p>災害が増えている中で、急傾斜地や土砂災害警戒区域のような地域においても太陽光発電が多く見られるようになっていきます。地元で意見を聞く機会を設けていただきたいと思っています。</p>	<p>説明会により事業者が隣接住民等へ事業計画の事前周知を図るとともに、隣接住民等との協議の機会を確保していきます。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のような災害防止に係る区域においては、事前協議制度を設けることで、計画を見直す時間を確保します。更に改善が必要な場合は、市の意見を事業者に提示しますが、市の意見書への対応を説明会の説明事項とすることで、隣接住民等に配慮した事業計画となるよう促していきたいと考えています。</p>	2

分野	意見要旨	考え方	対応方針
説明会 隣接住民等との協議	<p>説明会や協議において、隣接住民の合意を得ることを義務化することで、住民との調和が図られるのではないのでしょうか。</p>	<p>住民同意や協定書の締結を要件とするについては、裁判所の判例などから難しいと考えています。説明会の実施に加えて、新たに事前協議制度や住民との協議の機会を設けるなど、よりきめ細かな手続により、事業計画に住民の意見が反映されるよう条文化していきます。</p>	4
説明会の開催 隣接住民等との協議	<p>話し合いに時間がかかるなど条例制定により事業のハードルが高くなるのではないか。</p>	<p>事業計画が事前に十分周知されないまま太陽光発電が設置されることについて、近隣住民の皆様が不安を抱くケースが生じています。そのため、条例に必要な手続を定めることで、事業者側にとっても、その後の事業の安定運営につながりますので、手続には多少の御負担はありますが、御理解をお願いいたします。</p>	5

分野	意見要旨	考え方	対応方針
隣接住民等との協議	協議によって隣接住民の意見が全て対応されて、はじめて事業者と地域の信頼関係が成り立つものだと考えます。	隣接住民の意見に全て対応することを事業者に義務づけることは、極端な私権の制約につながることから、義務化することは難しいと考えていますが、必要な手続を定めることにより、地域とのコミュニケーションを図り、信頼関係を構築することができ、安定した事業運営がなされるものと考えています。	4
その他	景観、反射光、反射熱などについては住民それぞれの感じ方が異なるため、市が基準値を明示すると同時に、基準値内であれば問題ないことを住民に周知すべきではないか。	太陽光発電を設置する環境は個々に異なることから、基準値を設ける予定はありません。なお、国で定めている「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づく周辺環境への配慮の遵守を事業者に促していきたいと考えています。	4
その他	事業者としては、立地環境はそれぞれの地域で異なるため、一律ではない方向で検討していただきたい。	設置される場所によって、考慮すべき事項は様々ですので、条例により、地域とのコミュニケーションを図る中で、それぞれの地域の実情に合った形で事業が運営されていくものと考えています。	5

分野	意見要旨	考え方	対応方針
その他	住民感情を無視した、設置前提の条例ではなく、住民本意の条例とすべきである。	住民合意を義務付けることは難しいと考えておりますが、よりきめ細かな手続を規定することで、事業計画に住民の意見が反映されるよう事業者に促していきたいと考えています。	5
その他	設置者側と隣接住民側とが最大限理解しあうことは大事だが、話し合いでの解決は難しいと感じます。	条例は、設備設置する際に、隣接住民等の理解を得ながら進めていただくことを目的としており、事業者側にとってもトラブルの回避や事業の安定的な運営につながるものと考えています。	5
その他	説明会・協議を複数回行う費用や植栽等追加工事が必要になる。 太陽光発電の推進も目的であれば、固定資産税の免除等の優遇措置も必要である。	手続には多少の御負担はありますが、御理解をお願いいたします。	

分野	意見要旨	考え方	対応方針
その他	土地が空地化すると、防犯上や激しい雑草等で管理が難しくなるが、太陽光発電は土地を維持しながら収入を得られる方法であり、財産と生活を守るために必要である。	太陽光発電は、雑草の繁茂を防ぐなど空地化対策については、一定の効果はあるものと理解していますが、地域環境と調和の図られた形で設置が進むことが望ましいと考えています。	5
その他	太陽光発電は地球温暖化対策に有効であり、長野県の進める「2050ゼロカーボン」にも貢献でき、また、災害に伴う停電時に役立ち、火力・原子力発電の抑止にもつながると考えます。	本市は、長野県の「2050ゼロカーボン」宣言に賛同しており、再生可能エネルギーの更なる普及拡大を推進する上で、太陽光発電を引き続き推進していきたいと考えています。	5
その他	反射熱は普通、直近でなければ拡散し、近隣住民としても、景観・日照・風通しなど総合的に判断して、住宅・アパート等が建つより太陽光発電の方が良いと思う。	住宅・アパート等が建つよりも、太陽光発電の方が良いという考え方については、人によって感じ方が異なるとともに、設置される場所や状況等にもよると考えます。	5

貴重なご意見ありがとうございました。

◎基本的な考え方

(1) 野立ての太陽光発電設備の設置について、地すべり防止区域など周辺への影響が懸念される区域での設置や届出対象規模50kW未満の施設について事前説明がなされないことなど、ガイドラインで対応できないケースが増えるとともに、隣接住民の不安視する声も増えている状況にある。

このような状況に対応するため、早い段階から事業者と住民が、きめ細かなコミュニケーションを図る機会を設け、事業者が環境に配慮すべき事項を確認し、必要に応じ事業計画を見直す時間を確保することにより、地域環境と調和の図られた事業とする必要がある。

(2) 地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの有効活用として、太陽光発電設備の更なる導入を推進していく必要がある。

(3) (1)及び(2)について、実効性を担保するために、条例化が必要である。

◎付帯意見

(1) 特定事業の対象とならない20kW未満の事業についても、法令遵守の義務があるため、事業者の責務として、条文に明記すること。

(2) 説明会の説明事項について、市が具体的な事例を明示するなど、条例の趣旨が市民及び事業者双方に伝わるよう十分に周知を図ること。



◎パブリックコメントにおいては、条例(案)骨子について修正・追加する項目はなかったが、環境審議会の審議過程において、赤字のとおり修正・追加しました。

## 条例(案)骨子

条例の名称 長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

### 目的

市内における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、~~地域との共生を図りながら、設置に適した場所への導入を促進し、もって~~災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成など~~地域環境との調和~~を図ることを目的とする。

## 定義

太陽光発電設備	太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であって、土地に自立して設置されるもの(営農型のものを含む。)
特定事業	太陽光発電設備を設置(設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。)する事業(建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものを除く。)のうち、定格出力の合計が20kW以上のもの
事業者	設置者(事業を自ら行う者又は事業の発注者)及び事業の施行者(設置者との契約により事業の施行を請け負う全ての者)
事業区域	特定事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)
隣接住民等	事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は家屋を所有する者及び居住者、農林水産業を営む者など生活環境の保全上の利害関係を有する者並びに事業区域に係る行政連絡区の代表者

## 市の責務

市は、目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 事業者の責務

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観形成に十分配慮すること。
- (3) 隣接住民等との良好な関係に配慮すること。

## 事前協議制度

次に掲げる特定事業をしようとする事業者は、特定事業に着手しようとする日の90日前までに、事業計画について市長と協議しなければならない。

### (1) 次の区域で行う特定事業

- ア 砂防指定地
- イ 地すべり防止区域及びこれに準ずる区域
- ウ 急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域
- エ 土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域
- オ 保安林の区域

### (2) 事業区域の面積が3,000平方メートルを超える特定事業

(環境影響評価法及び長野県環境影響評価条例の対象規模の特定事業を除く。)

## 説明会の開催

事業者は、特定事業に着手しようとする日の60日前までに、隣接住民等に対して次に掲げる事項に関する説明会を開催しなければならない。

- (1) 特定事業の趣旨及び事業計画の内容
- (2) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
- (3) 安全対策及び防災措置
- (4) 維持管理の方法及び非常時の対応
- (5) 工事中の騒音及び振動についての対策
- (6) 資材等の搬出入等の管理方法
- (7) 発電事業終了時の太陽光発電設備の撤去に係る資金計画
- (8) 市の意見書への対応(事前協議の対象となる特定事業に限る。)
- (9) その他市長が必要と認める事項

事業者は、隣接住民等への説明会を開催したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

## 隣接住民等との協議

隣接住民等は、説明会を開催した事業者に対し、当該説明会が開催された日から起算して10日を経過する日までの間に、事業計画に関して意見書を提出することができる。

事業者は、意見書の提出があったときは、当該意見書を提出した隣接住民等と協議しなければならない。

事業者は協議を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

### 特定事業の届出

事業者は、特定事業に着手しようとする日の30日前までに、特定事業の計画書、説明会の開催報告書及び隣接住民等との協議結果報告書を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

### 特定事業の変更等

事業者は、特定事業の内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。当該特定事業を取り下げるときも、同様とする。

### 適用範囲

同一の事業者が、既に完了し、又は実施中の太陽光発電事業に係る土地に近接して太陽光発電事業を実施する場合について、一連の事業区域を構成することとなる場合には、これらを一の事業とみなして、全ての規定を適用する。

設置者同士が親族の関係にあり、又は設置者の一方が法人であり、他の一方の設置者若しくはその親族が当該法人の役員に就任している場合については、これらを一の事業とみなして、全ての規定を適用する。

### 完了報告

事業者は、特定事業が完了したときは、その日から30日以内にその旨を市長に報告しなければならない。

### 報告の徴収及び立入調査

この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者の同意を得て、関係職員を事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

## 勧告

次のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 事前協議をせず、又は虚偽の内容で協議を行った者
- (2) 特定事業の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 事業区域への立入り若しくは必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

## 公表

勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に**弁明の機会意見を述べる機会**を与えなければならない。

## 国又は県への報告

勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を国又は県に報告することができる。

## 施行期日等

令和3年4月1日施行。現行のガイドラインの規定により届出がされ、令和3年4月30日までに太陽光発電設備の設置工事に着手している特定事業については、適用しない。

## 今後のスケジュール

時期	内容
11月4日	法規審査委員会
11月5日	政策説明会（パブリックコメント）
11月6日	記者会見
11月10日	部長会議（条例（案））
11月17日	政策説明会（条例（案））
12月	議会への条例（案）の提出
令和3年4月1日	施行予定